

オーストラリアにおける国別報告書(CbCR)などの情報の開示に係る法案の可決について

December 2024

In brief

2024年11月29日、オーストラリア議会は、オーストラリア源泉収益を有する一定の多国籍企業グループに対して国別報告書(Country by Country Report:以下、CbCR)に係る情報開示を実施するための法案を可決しました。

法案提出¹から法案可決の過程における修正は行われず、これにより、グループの親会社がオーストラリアまたは国外の事業体かどうかに関わらず、CbCRの作成対象グループであって、オーストラリアにおいてオーストラリア居住事業体または恒久的施設を通じて事業を行い、1千万豪ドル以上のオーストラリア源泉の収益を有する多国籍企業グループは、CbCRなどの情報をオーストラリア税務当局に提供し、その情報は一般に開示されることになります²。

このCbCRなどに係る情報開示制度は、2024年7月1日以降開始する事業年度から適用され、12月決算の場合は2025年12月期(3月決算の場合は2026年3月期)が最初の開示対象年度となります。

本ニュースレターでは、オーストラリアにおけるCbCRなどに係る情報開示制度の概要について解説します。

In detail

オーストラリアにおけるCbCRなどに係る情報開示制度の目的については、投資家を含む一般の方が企業の税務情報を比較し、ある国における企業の経済的プレゼンスとその国における納税額が一致しているかどうかをより適切に評価できるよう、多国籍企業グループの税務に関する情報を公に提供することを意図したものと説明されています。

1. 適用対象となる多国籍企業グループについて

適用対象となる多国籍企業グループは、以下の要件を充足するものとして定義されています。

- 報告対象期間および直前の期間においてCbCRの作成対象グループであること
- 報告対象期間においてグループのメンバーがオーストラリア居住事業体またはオーストラリアに恒久的施設を有すること
- 報告対象期間におけるグループのオーストラリア源泉の売上高が1千万豪ドル以上であること

¹ 法案提出時のニュースレターは、下記をご参考ください。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-transfer-pricing/tp-report20240626.html>

² <https://www.ato.gov.au/businesses-and-organisations/corporate-tax-measures-and-assurance/large-business/public-country-by-country-reporting>

従って、グループの親会社がオーストラリア居住事業体であるか国外の居住事業体であるかに関わらず、上記要件を充足する多国籍企業グループは適用対象となり、グループの最終親会社(CBC reporting parent)に報告義務が課されることになります。

2. 開示対象となる情報および適用関係などについて

開示対象となる情報については、基本的にCbCRの報告対象に係る情報ですが、国ベースで開示が求められる国は、オーストラリアおよびオーストラリア財務省が指定した「指定国」³とされており、それ以外のグループが事業を行っている国・地域については、集計ベースで開示することが可能とされています(国ベースでの開示も選択可)。

開示対象となる情報および適用関係などについては、以下のとおりとされています。

【対象グループ全体に関する一般情報】

- 最終親会社名
- グループ企業名(グループ企業のリスト)
- グループとしての税に対するアプローチ

【国ベースでの開示に係る情報】

オーストラリアおよびオーストラリア財務省が指定した国・地域については、以下の情報を多国籍企業グループが事業を行っている国ごとにグループレベルで開示

- 国・地域名
- 主な事業活動の説明
- 従業員数(常勤雇用者ベース)
- 非関連者からの収益金額
- 非居住者である関連者からの収益金額
- 税引前利益(損失)
- 有形資産残高
- 納付税額
- 発生税額
- 税率差異分析(発生税額と税引前利益に対する当該国での法定税率適用税額との差異分析)
- 開示に用いた通貨

【合計額での開示に係る情報】

上記国ベースでの開示が求められる国・地域以外の国・地域については、国ベースでの開示に係る情報のうち、国・地域名および税率差異分析以外の情報について、当該グループが事業を行っている国・地域の数値を集計して開示することとされています。

【適用関係および報告期限など】

適用対象となる多国籍企業グループの最終親会社(CBC reporting parent)は、上記情報について、事業年度終了の日から12カ月以内に定められたフォームに従い、オーストラリア税務当局に対して提出し、オーストラリア税務当局は速やかに政府のウェブサイトで公表することとされています。

適用については、2024年7月1日以降開始する事業年度から適用され、12月決算の場合は2025年12月期(3月決算の場合は2026年3月期)が最初の開示対象年度となり、2026年12月末(3月決算の場合は2027年3月末)が報告期限となります。

なお、対象グループが上述の情報開示義務を遵守しなかった場合の罰則として、最大825,000豪ドルの罰金が課せられます。

³「指定国」については、今後、オーストラリア財務省により決定され公表。

3. 行政ガイダンスにおいて考慮すべき事項

オーストラリア税務当局は、新たなCbCRなどに係る情報開示制度に関する以下の実務的事項について、2025年3月までにガイダンスを公表するとしています。

- 提出方法: 例えば、提出ファイルやポータルに係る技術的仕様、およびグローバルの親会社の登録の必要性などに関する指針
- 開示免除: 法案解説(Explanatory Memorandum)において、開示の免除に関して考慮すべき事項として、国家安全保障への影響、オーストラリアおよび他国の法律への抵触、および商業上の機密情報を明らかにすることによる「重大な影響」について言及しており、納税者からの開示免除申請に係る手続きなどに関する指針
- 定義および解釈: CbCRなどに係る情報開示制度に関する明確化が必要な事項についての定義など技術的指針

The takeaway

オーストラリアにおけるCbCRなどの情報開示に係る法案については、2022-2023年連邦予算における多国籍企業グループに対する法人所得税の透明性などを確保するための政策パッケージの一環として、パブリックコメントでのインプットをも踏まえ、開示対象となる情報を基本的にCbCRベースの情報とし、EU指令におけるCbCRの開示とも整合した内容として、オーストラリア議会において可決しました。

ただし、オーストラリアにおける新たな開示制度の対象となる情報については、CbCRに係る情報に加え、グループとしての税に対するアプローチに関する説明、およびオーストラリアおよびオーストラリア財務省が指定した「指定国」については発生税額と税引前利益に対する当該国での法定税率適用税額との差異分析に関する開示事項も含まれており、留意が必要です。

このCbCRなどに係る情報開示制度は、2024年7月1日以降開始する事業年度から適用され、12月決算の場合は2025年12月期(3月決算の場合は2026年3月期)が適用初年度となります。オーストラリアで事業展開している我が国企業におかれでは、今後公表される「指定国」に係る情報をも踏まえ、グローバル税務ガバナンスの強化や国別実効税率の適正な管理など開示に向けた準備が急がれます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

大阪事務所

〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町4番20号
グラントフロント大阪 タワーA 36階

名古屋事務所

〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号
JRセントラルタワーズ 38階

パートナー

野田 幸嗣

パートナー(大阪)

池川 恭史

パートナー

井ノ口 和均

パートナー

大橋 全寿

パートナー

黒川 兼

パートナー

竹内 千尋

パートナー(大阪)
竹下 文浩

パートナー
永藤 剛基

パートナー(大阪)
中牟田 賢志

パートナー
早川 直樹

パートナー(名古屋)
船谷 晃一

パートナー
水島 吾朗

パートナー(PwC 英国出向中)
宮嶋 大輔

パートナー
大和 順子

パートナー(大阪)
吉田 愛

ディレクター
藤澤 徹

ディレクター
城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令などに関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.